

町長町政執行方針

おこ耕そう！「むかわの底力」でわたしたちの未来へつなぐ
～「共創」共に創るまちづくりへ～



令和6年(2024年)3月

むかわ町

《 目 次 》

I	はじめに	・・・1 頁
II	主な施策	・・・3 頁
1	－くらす－ 子育てしやすく、健康で安心して暮らすまちづくり	・・・3 頁
2	－ふせぐ・まもる－ 災害に強く、安全で美しいまちづくり	・・・7 頁
3	－はたらく－ 産業とまちに活力があり、笑顔を広げるまちづくり	・・・11 頁
4	－まなぶ－ 学びを通して、多様な人材を育てるまちづくり	・・・15 頁
5	－つなぐ－ 様々なつながりを活かし、輝く未来をつくるまちづくり	・・・17 頁
III	むすび	・・・21 頁

＝ I はじめに ＝

本日、議員の皆さんにご出席をいただき、令和6年（2024年）第1回町議会定例会を開会できますことにお礼申し上げます。

今議会に提案いたしました令和6年度（2024年度）当初予算案を含め、諸議案のご審議をお願いするにあたり、新年度の町政運営に臨む所信を申し述べますとともに、諸施策の概要についてご説明申し上げます。

はじめに、この度の能登半島地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福を謹んでお祈りいたしますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

また、被災地におきまして、救援や復旧・復興支援などの活動に尽力されている方々に深く敬意を表しますとともに、被災地の皆さんの安全と一日も早い復旧・復興を心からお祈り申し上げます。

本町としても、国や北海道と連携を図りながら、被災地へ保健師などの職員派遣を行っており、北海道胆振東部地震の教訓を基に引き続き、できる限りの支援を行ってまいります。

能登半島地震の発生など、波乱の幕開けとなった令和6年（2024年）ですが、改めて命の大切さを胸に刻むとともに、災害から町民の命や生活を守るため、「事前防災」、「事前復興」の重要性を再認識したところであり、その備えを怠らぬようしっかりと取り組んでまいります。

さて、我が国の経済は、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、先行きに前向きな動きがみられ、全国的には税収

も増加しております。

その一方で、国際情勢や気候変動の影響などによる物価高騰の波は、中東情勢の緊迫化も加わり依然として不安定な情勢となっております。

また、全国的に進行する少子高齢化による人口減少、とりわけ、生産年齢人口の減少に伴う人手不足が恒常化する問題は本町においても年々深刻化しております。

加えて、去年は全国はもとより世界的にも記録的な猛暑が続き、熱中症など健康面への影響をはじめ、農作物などの生育にも大きな影響があったところであり、今後もこうした異常気象による影響が懸念されております。

このような本町を取り巻く情勢を踏まえ、今後の町政運営にあたっては、町民の安全・安心に資する取組、町民生活の安定を継続させる施策をベースとしながら、第2次むかわ町まちづくり計画前期基本計画の3つの重点プロジェクトを着実に実行してまいります。

あわせて、SDGsを推進しながらDX（デジタル・トランス・フォーメーション）やGX（グリーン・トランス・フォーメーション）を加速化するとともに、次世代への投資に主眼を置き、社会環境の変化に対応してまいります。

また、令和7年度（2025年度）に市町村合併から20年の節目を迎えることから、更に将来のむかわ町の持続的な発展に向け、町民の皆さんとともに新しい一步を踏み出すため、記念事業の実施に向けた準備も進めてまいります。

＝＝ Ⅱ 主な施策 ＝＝

次に、町長施政方針で定めた基本政策に沿って、令和6年度（2024年度）の主要施策の概要についてご説明申し上げます。

1 ーくらすー

1つ目の柱「くらす」について、子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまちづくりであります。

子ども・子育て支援は、引き続き「第2期むかわ町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、まち全体で子育てを支え、健やかに成長できる環境づくりを進めてまいります。

そのため、妊産婦が安心して健康な子を産み、育てることができるよう、妊婦・乳幼児健康診査、新生児聴覚検査、育児相談体制の充実などのほか、産婦健康診査の費用助成や、支援が必要な産婦を対象とする産後ケア事業を新たに実施してまいります。

また、「むかわ町子育て応援基金」を活用し「0～2歳児保育料無償化事業」による経済的負担の軽減を図るとともに、「お父さん向け子育て講座」など、保護者の伴走型支援を継続してまいります。

子育て環境については、子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなど、複数の機能を有する、多機能型子育て支援施設を新設し、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化してまいります。

また、多様化する保育ニーズを踏まえ、「保育士人材確保一時金交

付事業」の実施による保育士などの人材確保を支援するとともに、認定こども園へのエアコン設置や運営支援などを通して、子どもの居場所づくりの支援を行ってまいります。

次に保健・医療の充実については、健康寿命の延伸と健康格差の縮小への取組をさらに推進してまいります。中でも、健康むかわチャレンジ事業、国保若年者健診事業など、各種健診事業の充実に努め、町民の健康に対する意識の高揚を図ってまいります。

また、がん検診の受診率向上につなげるため、町民ニーズを踏まえた有効な検診手法の工夫を重ねてまいります。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、生きがいつくりの促進や健康づくりのための運動などを推進するほか、健全な食生活が実践されるよう、食育と地産地消を推進してまいります。

医療体制については、「むかわ町鵲川厚生病院経営強化プラン」に基づき、鵲川厚生病院と穂別診療所との連携を推進するとともに、効率的な地域医療体制の確保や救急医療体制の整備、医療従事者の確保などに努めてまいります。

国民健康保険については、税収の確保と保険給付の適正な実施による、安定した財政運営を行うとともに、本年12月に予定されている従来の健康保険証からマイナ保険証への全面移行に向け、引き続き町民の皆さんのご理解をいただきながら被保険者や医療機関への周知に取り組んでまいります。

地域福祉の推進については、育児と介護が重なる「ダブルケア」や社会的孤立など、複雑化した支援へのニーズに対応するため、むかわ

町社会福祉協議会をはじめ、関係機関との重層的支援体制の充実・強化を図ってまいります。

また、成年後見制度をはじめとした町民の権利擁護を推進するとともに、民生委員・児童委員の確保・充実を図るなど、お互いが支え合う地域社会の構築に向けて取り組んでまいります。

自殺対策については、「むかわ町自殺対策計画」に基づき、悩んでいる方に寄り添い、孤独や孤立を防ぐ「ゲートキーパー」研修などを継続して行うとともに、町民の心の健康づくりに向け関係機関と連携して取り組んでまいります。

高齢者支援の充実については、高齢者福祉と介護を一体とした「第9期むかわ町高齢者保健福祉・介護保険事業計画」に基づき、持続可能な介護保険制度の構築に向け、まち全体の将来の高齢者福祉施設のあり方、在宅介護サービスの分析を進めてまいります。

また、在宅生活の支援や介護予防の取組を継続し、福祉・介護・医療などの連携による地域包括ケアシステムの深化を図るとともに、医療と介護を必要とする高齢者の生活を支援するため、計画的な介護サービスの基盤整備に取り組んでまいります。

加えて、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターが地域や関係団体と連携し、「チームオレンジ」による認知症の方やその家族に対する支援、ニーズに応じた居場所づくりに取り組んでまいります。

福祉介護人材の確保については、介護従事者に対する新規就労時の支援制度を新たに創設するとともに、外国人人材の活用も促進してまいります。

障がい者支援の充実については、障がいのある方が安心して自立した生活を送れるよう「むかわ町障がい福祉計画」に基づき、各種サービスや相談対応の充実を図りながら、それぞれの状況やニーズに応じた支援を継続してまいります。

家族や親族の日常的な介護を行う「ケアラー」の支援については、ケアラー支援条例の制定を通じ、ケアラーの発見・支援に向けた機運の醸成に努めるとともに、在宅介護手当の支給によるケアラーの精神的・経済的負担の軽減を図ってまいります。

住環境の整備については、移住定住促進を目的に創設した住宅助成金制度「くらふる事業」による戸建て住宅の取得やリノベーション、アパートなどの民間賃貸共同住宅建設への助成のほか、移住者への経済的負担を軽減するため、民間賃貸住宅への入居に要する支援として「かみんぐ支援金」の交付を行ってまいります。

また、空き家・空き地については、「むかわ町空家等対策計画」に基づき、管理不全の空き家・空き地の解消を図り、まちなか再生につなげてまいります。

町営住宅の適正管理については、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」を基本に、老朽化が著しい公営住宅の解体や改修・修繕を行い、適正な供給戸数の確保を目指しながら住宅セーフティネットづくりを推進してまいります。

2 - ふせぐ・まもる -

2 つ目の柱「ふせぐ」と「まもる」についてです。

新型コロナウイルス感染症は、昨年、感染症法上の位置付けが 5 類感染症へと移行したことを踏まえ、「ふせぐ」と「まもる」を両輪にしながら、災害に強く、安全で美しいまちづくりを進めてまいります。

今後のワクチン接種の見通しについては、令和 6 年度（2024 年度）以降は自己負担により接種が継続される見込みとなっております。

コロナ禍で得た教訓を基に、引き続き新興感染症などにも迅速に対応し、感染症流行下にあっても安定した医療提供に努めてまいります。

災害に強いまちづくりの推進について、被災時の被害を最小限にする対策を講じる「事前防災」と、被災後に目指す復興のまちづくりを想定した「事前復興」の 2 つを柱に置きながら、防災対策先導のまちを推進してまいります。

そのためには、防災情報を町民に確実に届ける必要があることから、地上デジタル放送設備や防災行政無線設備の更新などを進め、安全・安心な情報基盤を整備してまいります。

あわせて、昨年運用を開始した「テレビのハイブリットキャスト機能」を活用したデータ放送や J C スマートの充実を図り、災害発生時の情報伝達手段の多重化を図ってまいります。

「事前防災」については、日常の防災訓練やタイムラインを活用した効果的な防災活動、防災教育の充実などのほか、令和 6 年度（2024

年度）に町民や団体、事業者などで構成する実行委員会を設置し、防災意識の啓発や防災・減災に関する意識付けや情報共有の場として特別イベント（仮称）「防災とメディア研究会inむかわ」を開催いたします。

「事前復興」については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による大規模被災を想定し、発災後、迅速かつ着実に復興できるよう、令和6年度（2024年度）内に道内初となる津波避難対策を含めた「むかわ町事前復興計画」を策定してまいります。

あわせて、生活に必要な機能を適正に配置しながら公共交通ネットワークと連動した持続可能なまちづくりを目指すため「むかわ町立地適正化計画」を策定し、防災・減災対策を計画的かつ着実に取り組めるよう防災指針を定めてまいります。

消防・救急救助体制の充実については、複雑・多様化する各種災害に対応するため、消防施設や消防車両などの計画的な更新・整備に取り組むとともに、令和8年度（2026年度）からの消防指令システムの共同運用に向け、引き続き関係機関と協議を進め、広域的な連携により更なる消防力の強化に努めてまいります。

防犯体制の充実については、見守り活動やパトロールを実施し、犯罪の未然防止に取り組んでまいります。また、夜間の交通災害・犯罪被害を未然に防止するため、防犯活動やLED防犯灯を設置する自治会町内会への支援に加え、防犯カメラ設置・更新などを行うことで地域防犯力の強化を図ってまいります。

交通安全対策の充実については、交通安全ルールの徹底や飲酒運転の根絶、ヘルメット着用の重要性など周知啓発を強化するとともに、むかわ町交通安全協会などと連携した通年の交通安全運動や交通安全

教室を通じ、全ての町民が交通事故に遭わない・起こさないための取組を進めてまいります。

次に土地利用の適正化については、「むかわ町都市計画マスタープラン」や「むかわ町立地適正化計画」に基づき、公共交通ネットワークと連動した生活サービス機能などを集約させる都市構造の形成を図り、コンパクトなまちづくりを推進してまいります。

公園・緑地の充実については、子どもたちの遊び場である公園の遊具の安全性を確保するとともに、道民の森公園の施設を更新してまいります。

道路網と交通体系の構築については、国道235号線や道道穂別鵲川線など広域幹線道路の整備促進及び事業化の必要性もあわせ、引き続き国や北海道に強く要望してまいります。

老朽化が進む道路施設については、予防的な対応を行うことでコストの縮減と事業費の平準化を図り、安全確保と利便性の向上に向け、順次、改良や舗装などを実施してまいります。

地域公共交通の充実については、持続可能な公共交通ネットワークを再構築するため「むかわ町地域公共交通計画」に基づき、老朽化した町営バス車両の更新やバス路線の再編に取り組んでまいります。

また、穂別地区における新たな交通システム「ほべつサポート交通」の導入に向け必要な支援を行ってまいります。

治山事業については、山腹崩壊地や荒廃山地において、災害の防止・軽減を図るため、春日の沢の小規模治山事業を継続して実施するほか、晴海地区防災林造成など、北海道における治山事業の実施を促進

してまいります。

河川事業については、普通河川の浚渫や六線排水路整備を行い、近年の局地的豪雨被害などに対処するため浸水対策を強化してまいります。

上水道などの整備については、引き続き経営の効率化、合理化に努め、安全で安心な水を安定して供給するため、管路やポンプなどの更新を計画的に実施してまいります。また、将来的な生活用水の確保が懸念される二宮地区については、上水道への切替整備を進めてまいります。

下水道などの整備については、上水道と同様に、引き続き経営の合理化に努めながら、老朽化した施設を計画的に更新・改修してまいります。また、持続可能で良好な生活衛生の向上を目指し、下水汚泥・し尿処理の広域化に向け協議を進めてまいります。

G X（グリーン・トランス・フォーメーション）の取組については、「むかわ町地球温暖化対策実行計画」に基づき、これまで公共施設の省エネの推進や住宅用再エネ設備の導入支援に向け、二酸化炭素排出量の削減に努めてまいりました。

令和6年度（2024年度）は、上下水道分野における脱炭素化に向けた対応や公共施設のLED化を進め、更なる二酸化炭素排出量の削減に加え、施設管理費の軽減を図ってまいります。

加えて、「むかわ町再生可能エネルギー導入計画」に基づき、再生可能エネルギーの計画的・段階的な導入に向けた調査・研究を進めるとともに、町民や事業者と一丸となって取り組む気運を醸成するため、町ウェブサイトや広報誌への掲載など、ゼロカーボンシティの普及啓

発を強化してまいります。

また、温室効果ガスを吸収する機能を持つ、森林資源の適正管理と循環利用を進め、持続的な林業の支援や森林吸収クレジットの取得に向けて進めてまいります。

3 ーはたらくー

3つ目の柱「はたらく」についてです。産業とまちに活力があり、笑顔を広げるまちづくりであります。

第一次産業は本町の主要な基幹産業であり、第一次産業の活気がまちの元気につながっていきます。

近年の生産資材価格の高止まりによる経営コストの増加、担い手や労働力不足、自然災害や野生鳥獣による被害などが依然として不安要素となっております。

農業の振興については、こうした状況の中、国においては、命の根源である食料が持続的に安定供給されるようにするため、令和6年（2024年）に食料・農業・農村基本法に「食料安全保障」を明記する改正を行うこととしております。

本町の農業は、日本の食糧供給基地である北海道の一端を担っており、この役割を持続的に果たしていくためにも、経営の安定・所得の維持が重要な課題となっております。

そのため、それぞれの農協が主体的に農業経営の安定や生産力の向

上を図る様々な取組を下支えしている、地域農業活性化推進基金事業を、それぞれの課題に応じて、より効果的に活用できるよう運用方法を見直してまいります。

また、本町の特徴である、基幹作物の水稻と、蔬菜、畑作物、和牛などを組み合わせた複合型水田農業を守るため、水田農業緊急対策事業を継続してまいります。

新規就農対策については、地域担い手育成センターが中心となり、トマト・レタスの二毛作による新規参入型の育成システムの充実や第三者継承、雇用就農など、就農モデルの構築に向けた研究を進めてまいります。

また、担い手育成と労働力不足対策については、若手農業者の育成を図るため、青年部などの研修事業に対して支援を行うとともに、外国人材の活用などの労働力対策を図る上で課題となっている住宅の確保について、遊休化した教職員住宅などを活用してまいります。

災害に強く生産性の高い農業基盤を築くため、引き続き、国営かんがい排水事業の整備を促進するとともに、道営による宮戸排水路事業の継続や、花岡地区・米原地区の排水路整備を進めてまいります。

さらに、生産性の向上を図る農地整備の事業化に向けた議論と、これまでの人・農地プランにかわる本町の地域計画と目標地図の策定を並行して丁寧に進めてまいります。

林業の振興については、林業の持つ木材生産と環境保全という多面的機能の維持と再生を図るため、森林資源の適正管理と循環利用を進め、持続的な林業の推進を図ってまいります。

そのため、私有林等整備促進事業、民有林振興対策事業及び森林管理制度の活用などにより民有林の整備を引き続き支援してまいります。また、町有林の造成及び管理を適切に行うとともに、町有林から創出されるＪークレジットの販売に向け、令和６年度（2024年度）内の認証取得を進めてまいります。

あわせて、国と北海道、町による地域主体の一体的な森林^{もり}づくりを引き続き推進するとともに、民間事業者との連携による森づくりを進め、森林の整備・管理、森林資源の循環利用及び木育に取り組んでまいります。

また、森林の整備・管理のために必要な路網については、林道ルベシベ線や林業専用道平丘和泉線の整備を進めるとともに、町管理林道の適正な維持・管理に努めてまいります。

木材産業の持続的発展を目指し、地元材の利用促進をはじめ、担い手や労働力不足といった課題について、担い手人材の確保に向けた調査研究を町内林業関係団体や事業所などのご協力を得ながら進めてまいります。

農林業共通の課題である、鳥獣被害の対応については、農業では国の補助事業による侵入防止柵整備の採択に向けて取り組むとともに、林業では鳥獣被害森林再生実証事業を実施してまいります。

また、引き続き、捕獲活動に対するハンターの支援や協力により捕獲効率を高める取組や、捕獲活動の担い手づくりを支援するとともに、捕獲後の処分対策など安心して活動できる仕組みを構築し、農林分野一体的に個体管理を推進してまいります。

水産業の振興については、海洋環境の変化による、ししゃも資源が

危機的な状況にあるほか、さけ定置網漁業が不漁となり、これまで主力となっていた魚種の生産高が大きく減少しております。

漁業経営の安定と所得の維持を図るため、これまでの主力魚種による収入を補完する意味においても、鵜川漁業協同組合と漁業者が拡大して行うホタテ稚貝放流事業に支援をしております。

また、水産資源の維持を図るため、ししやもふ化場によるふ化放流事業やマツカワの放流事業などによる漁業を推進しております。特に危機的な状況にある鵜川ししやもは、昨年設立した「鵜川ししやも資源再生調査研究会」を中心に海洋環境のデータ収集をはじめ、基礎的調査などを進めるとともに、鵜川ししやもの再生に向け、町ぐるみでの運動展開を図っております。

地域経済の活性化については、生産コストなどが高騰する厳しい状況を踏まえ、むかわ町商工会が町内消費活性化を目的に実施するプレミアム商品券発行事業の工夫・拡充を図り、町内事業者の経営基盤の安定化に努めてまいります。

新たな産業の創造と雇用の創出については、ラピダス社進出の影響や効果を分析し、企業誘致条例の見直しを図り、民間事業者などとの連携体制の構築に取り組むとともに、新規起業や商品開発、販路拡大などの支援のため「起業力耕上促進事業」を充実しております。

観光振興や地域資源の活用については、観光客周遊促進に向けたパンフレットの作成、また、ふるさと納税返礼品につながる新たな商品開発に取り組むとともに、まちなか再生の動きを加速化するため、むかわ町観光協会やむかわ地域商社などで構成する新たな組織となる「(仮称)むかわ町観光推進会議」を設置し、各事業者との連携の下、持続可能な観光地域づくりに取り組んでまいります。

4 ーまなぶー

4つ目の柱「まなぶ」についてです。学びを通して、これからの未来を担う多様な人材を育てるまちづくりであります。

「むかわ町教育大綱」の基本理念の下、教育委員会との円滑な連携を図りながら、学校教育や生涯学習などの充実を図ってまいります。

学校教育の充実については、専門的な知見を有する地域活性化起業人を活用しながら、次の時代を見据えた「むかわ町教育魅力化プロジェクト」を推進していくとともに、探究型ふるさと学習「むかわ学」の全体化を図るとともに、小中高における教育の体系化を進めてまいります。

また、ICTを活用した教育の環境整備については、GIGAスクール構想に基づき、各小学校にパソコンを整備し、ICT機器の積極的な活用を進め、新たな授業モデルの構築に取り組んでまいります。

教育環境の充実については、町内小中学校にエアコンを設置し夏休み期間の弾力的な運用を図ることで、児童・生徒の健康面に配慮し安全・安心で快適な教育環境づくりを推進してまいります。

高等学校の魅力化については、「地域みらい留学」への参加など、道外の生徒募集への支援のほか、通学利便性を向上する取組や穂星寮への運営支援を行ってまいります。

むかわ夢叶輪公営塾の運営については、学びの拠点として、引き続き中高生のニーズに応じた利用しやすい塾づくりを推進してまいります。

次に生涯学習の充実については、「ジュニアチャレンジ合宿事業」、「青少年リーダー研修事業」などの実施により、青少年の自主性・社会性の育成や学習習慣、生活習慣の改善に努めるほか、「広島平和の旅派遣事業」などによる平和教育を推進してまいります。

部活動の地域移行については、国による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、地域おこし協力隊を活用しながら段階的な移行を進めてまいります。

文化・スポーツ活動の充実については、関係団体との連携を深めながら、活動の底上げと活性化に向けた取組を進めるとともに、多様な世代の方々がスポーツ、文化、健康づくりに気軽に参加していただく機会を充実するため、新たに「みんなの生涯学習事業」を実施してまいります。

また、図書館・博物館活動の充実については、子どもたちが本に親しむきっかけとなる環境づくりに取り組むとともに、穂別図書館、まなびランド図書室において継続的な蔵書整備などを行い、魅力ある図書館づくりに努めてまいります。

生物多様性・保全や地球環境について学べる穂別博物館については、SDGsに対応した新博物館として、拠点施設等整備の着工に向けて取り組むとともに、穂別博物館における企画展・特別展などの開催を通じて、地域の歴史や文化に対する理解を深め、心の豊かさの醸成や町外からの誘客にも努めてまいります。

5 つなぐ

最後の柱「つなぐ」についてです。様々なつながりを活かし、輝く未来をつくるまちづくりであります。

未来を見据えた持続可能なまちづくりを進めるためには、これまで培ってきた多様な「つながり」を活かし、町民・事業者・行政が一丸となって共に取り組んでいくことが重要です。

令和6年度（2024年度）は「むかわ町復興計画」における復興・創成期のステージに移ります。まちづくり計画の前期基本計画では令和7年度（2025年度）に目標年次を迎えることから、多様化・複雑化する課題を踏まえ、共に創る「共創」に配慮しながら計画の点検・見直し作業に着手いたします。

また、計画の点検・見直しにあたっては、「むかわ町行政改革・推進計画（2021）」や「むかわ町中期財政運営指針」との整合性の確保を図ってまいります。

次に、関係人口の創出・拡大については、恐竜化石が縁で「つながり」のあるリトアニア共和国（アクメネ地域市）からの招へいに対し、現地での交流を深め、国際交流や多文化共生を推進してまいります。

また、国内の交流においては、姉妹都市である富山県砺波市との交流事業はもとより、「につぼん恐竜協議会」「北海道恐竜・化石ネットワーク研究会」などとの交流活動のほか、北海道大学総合博物館、北海道文教大学などとの連携も深めてまいります。

加えて、東京圏における本町と縁のある方々で構成する新たな組織

の設立に向け、調査・研究を進めるとともに、カムイサウルスが橋渡しとなった沖縄県とのつながりの深化など、更なる関係人口の創出・拡大に努めてまいります。

地方創生の柱の一つである恐竜プロジェクト事業については、恐竜ワールド構想を推進するため、町内外に向けた恐竜化石を活かしたまちづくりの機運の醸成をはじめ、町内周遊観光・宿泊・滞在コンテンツの開発を行ってまいります。

近年、町民ニーズや本町が抱える課題が多様化・複雑化し、専門的な知識・ノウハウを有する民間事業者、NPO法人、教育機関といった多様な主体と連携が必要な時代になっています。このため、地域力創造アドバイザーや地域活性化起業人などを積極的に受け入れ、官民連携や高大地連携を推進してまいります。

町内の高校生、大学生、地域の方々が連携して、むかわ学や地域課題の解決に取り組むほか、「地域おこし協力隊」や「地域おこし協力隊インターン」などの制度の効果的な活用に努めてまいります。

まちづくり計画前期基本計画の重点プロジェクト「まちなか再生プロジェクト」については、穂別地区の「復興拠点施設等整備事業Ⅰ^{いち}」では、設立に向けた準備が進められている地域運営組織はもとより、町民、地元事業者、NPO法人など、多様な主体と連携しながら令和6年度（2024年度）中に拠点施設等整備の着工を目指してまいります。

鵠川地区の「復興拠点施設等整備事業Ⅱ^に」では、整備すべき拠点の優先度を整理しながら鵠川地区市街地全体の「エリアデザイン」の策定を進め、基本設計につなげてまいります。

さらに、コロナ禍を乗り越え、町民や団体などによる自主的な活動

が活発になっていることから、これらの活動支援や地域コミュニティ活動をより一層推進するため、地域の活性化に資する自主的な活動に対し補助金を交付する制度「共に創るまちづくり事業」の充実を図ってまいります。

もう一つの重点プロジェクト「タウンプロモーション推進プロジェクト」については、「むかわ町タウンプロモーション戦略」に基づき、町民の誇りと愛着を育む取組を推進するとともに、応援PR大使との連携による取組やトップセールスなど、戦略的な情報発信に努めてまいります。

むかわ町まちづくり委員会が主体となって作成した「むかわ町かわまちづくり計画」については、国土交通省のかわまちづくり支援制度の登録を目指し、一級河川鵄川を活かしたまちづくりを推進してまいります。

DX（デジタル・トランス・フォーメーション）の推進については、デジタル技術を活用した町民の利便性の向上に資する取組を進めてまいります。あわせて、GX（グリーン・トランス・フォーメーション）の推進についても、省エネや再生可能エネルギーといった脱炭素化社会の実現に向けた取組を町内横断的に進めてまいります。

旧宮戸小学校の跡地活用については、校舎の一部を農業改良普及センター東胆振支所事務所として令和6年度（2024年度）内の利用開始に向け取り組むとともに、通常時は地域振興につながる活用、災害発生時の利用方法なども想定しながら、事前復興計画の策定と並行して有効な活用方策を定めてまいります。

財政運営については、人口減少などを起因とした地方交付税をはじめとする一般財源収入の減少など、厳しい運営が予想される中で、国

や北海道からの補助金活用やふるさと納税の利用促進、町有財産の有効活用など、歳入確保に努め、持続可能な財政基盤の確立に向けて取り組んでまいります。

＝　Ⅲ　むすび　＝

本町は、少子高齢化や記録的な異常気象による産業への影響、まちなか再生、加えて厳しい財政運営など、重大な課題が山積しておりますが、これまで目を背けることなく課題克服に向け、町民の皆さんの声に耳を傾けながら取り組んでまいりました。

震災からの復興、そしてコロナ禍を乗り越え、多くの方々との「つながり」を構築し、様々な分野で新たな取組が始まり、まち全体に活気が戻りつつあることに心強く感じています。

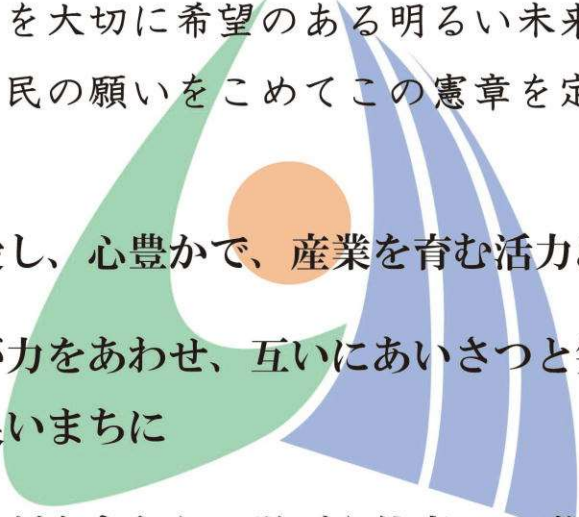
今を大切にしながら、町政運営の基本姿勢『耕そう！「むかわの底力」でわたしたちの未来へつなぐ』を継承し、今を乗り越え、未来につながるむかわ町の実現に全力で取り組んでまいります。

結びにあたり、町民皆さん、並びに議員皆さんの一層のお力添えを心からお願い申し上げ、令和6年度（2024年度）の町政執行方針といたします。

むかわ町民憲章

むかわ町は、広大な大地、豊かな森林に囲まれ、清流鷗川が雄大な太平洋へとそそぐ、大自然にまつまれたまちです

私たちむかわ町民は、この自然に感謝し、先人が築いてきた歴史と文化を受け継ぎ、心豊かに人々との絆を大切に希望のある明るい未来を拓くため、全町民の願いをこめてこの憲章を定めます

- 
- ◎自然を愛し、心豊かで、産業を育む活力あるまちに
 - ◎みんなが力をあわせ、互いにあいさつと笑顔を交わす住み良いまちに
 - ◎心とからだをきたえ、学びや仕事にはげみ、元気に過ごせるまちに
 - ◎未来を担う子どもたちを見守り育て、生き生きと明るい希望あふれるまちに
 - ◎常に挑戦する気持ちを持って進歩するまちに

(平成28年3月27日制定)